

# 第42回(令和5年度)「全国中学生人権作文コンテスト福井県大会」 作品募集のお知らせ

## 《趣旨》

次代を担う中学生のみなさんに人権問題について作文を書いていただき、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けていただくことを目的として、この作文コンテストを実施いたします。

## 《応募規定》

### (1) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的な人権を守ることの重要性、必要性について考えたことなどを題材としてください。

〔作品のテーマ例〕

- 女性に関する人権問題  
(男女差別・DV・セクハラに関する問題等を含む)
- 子どもに関する人権問題  
(いじめ・児童虐待問題等を含む)
- 高齢者や障がいのある人に関する人権問題
- 外国人に関する人権問題
- 感染症に関する問題
- インターネットによる人権問題
- 性的マイノリティに関する問題
- 差別問題一般
- その他人権の尊重など

### (2) 応募の資格

福井県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

### (3) 応募数

一人1編とします。

### (4) 応募原稿等について

- ①学校名、学年、氏名、題名を除いて400字詰原稿用紙5枚以内です。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付するものとします(5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意してください)。
- ②原稿には欄外に題名、学校名、学年、氏名及びふりがなを明記してください。
- ③提出する作文については、手書き、パソコンで作成したもののいずれも可とします。

### (5) 募集期限

**令和5年9月6日(水)まで**

応募作品は学校単位で取りまとめの上、作品送付書を添えて送付してください。

### (6) 作品募集についての問い合わせ先

〒910-8504 福井市春山1丁目1-54  
福井地方法務局 人権擁護課  
TEL.0776-22-4210

### (7) 作文の提出先

在学中の学校に提出してください。

## 《審査員》

主催者及び後援者の指定した者が審査します。

## 《表彰》

- |                                   |                  |         |
|-----------------------------------|------------------|---------|
| (1) 最優秀賞                          | 福井地方法務局長賞        | 1編      |
|                                   | 福井県人権擁護委員連合会長賞   | 1編      |
| (2) 特別賞                           | 福井県教育委員会賞        | 1編      |
|                                   | 福井新聞社長賞          | 1編      |
|                                   | NHK福井放送局長賞       | 1編      |
|                                   | 福井ユナイテッド賞        | 1編      |
| (3) 優秀賞                           |                  | 5編      |
| (4) 入選                            |                  | 15編     |
| (5) 代表作品を中央大会に推薦します。<br>(中央大会の表彰) |                  |         |
|                                   | ■内閣総理大臣賞         | (1編)    |
|                                   | ■法務大臣賞           | (1編)    |
|                                   | ■文部科学大臣賞         | (1編)    |
|                                   | ■法務副大臣賞          | (1編)    |
|                                   | ■法務大臣政務官賞        | (1編)    |
|                                   | ■全国人権擁護委員連合会会長賞  | (1編)    |
|                                   | ■一般社団法人日本新聞協会会長賞 | (1編)    |
|                                   | ■日本放送協会会長賞       | (1編)    |
|                                   | ■法務事務次官賞         | (3編)    |
|                                   | ■法務省人権擁護局長賞      | (25編程度) |
|                                   | ■奨励賞             | (若干編)   |

## 《入賞発表》

令和5年11月中旬(予定)

## 《注意事項》

- ①応募作品は返却しません。
- ②応募作品は、未発表のものに限ります。
- ③応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- ④入賞作品は、応募者の学校名、学年及び氏名(下記⑤の場合を除く)、応募作品を報道機関、福井地方法務局ホームページ、作品集等において公表するとともに、県内各地で展示し、作品集を学校等関係機関に配布するなど、人権啓発活動のために使用します。  
また、当該公表作品について、主催者以外の第三者による刊行物へ、学校名、学年及び氏名を含め、同一内容の掲載を許可することがあります。  
なお、入賞作品の使用、編集、転載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- ⑤④について、不都合がある場合は、あらかじめ申し出てください。  
作品の公表に当たっては、応募者の意向に沿って、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とします。

主催/福井地方法務局・福井県人権擁護委員連合会  
後援/福井県教育委員会・福井新聞社・NHK福井放送局  
福井ユナイテッド株式会社

※応募いただいた皆さん全員に参加賞を贈呈します。

そのキモチかくさなくていいんだよ ひとりで悩まず、相談してね

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権に関する相談を受け付けています。相談は無料で、秘密を守ります。

子どもの人権 110 番

ぜろ ぜろ なな の ひやくとおぼん

☎ 0120-007-110

午前8:30~午後5:15まで(土日祝日を除く) 全国共通・無料

LINE

ここから友だち追加して  
相談してね!

LINE じんけん相談@法務局  
@snsjinkensoudan



✉

子どもの人権

SOS-eメール

https://www.jinken.go.jp/kodomo

インターネット人権相談



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

# 人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ ～人権作文の書き方～

法務省人権擁護局

## 「人権」って何？

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

しかし、現実の社会では、学校におけるいじめ、SNSなどでの嫌がらせ、障害などを理由とする偏見や差別、外国人に対する差別など、様々な人権問題が生じています。

## 人権作文にはどんなことを書けばいいの？

まずは、あなたが日常生活の中で感じたことや体験したことを思い出してみましょう。あなたの周りの人で悲しい思いや、辛い思いをしている人はいませんでしたか？みんなが人間らしく幸せに生きていくためには、どうしたらよいと思いますか？自分の体験や、家族などの周りの人から言われたことなどを考えてみましょう。

例えば…これまでの入賞作品には次のようなものがあります。

○障害により車椅子で生活する筆者が、自分と同じ障害を持つ人の活動のニュースを見て、社会を良くするためにはそれを行動に移すことが大切であると学び、「気軽な助け合い」を広めるためにできることについて考えたもの

○家族でハンセン病療養所を訪問し、そこで出会ったハンセン病元患者の方との交流を通じて感じた気持ちをつづったもの

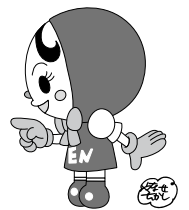
○中学2年生の時に悪口を言われるなどの辛い経験をして、「良い学校」とは何かについて考えたもの

○障害を理由に高校の入学を断られるなど厳しい現実と直面し、障害があってもみんなと一緒に高校生になりたいという気持ちをつづったもの

○国際交流で行った外国での経験を通して、これまでの自分に住みついてきた偏見に気づき、「知ること」の大切さについて考えたもの



第41回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

✓ **あなたが感じたことを、あなたの言葉で作文に書いてみましょう。**

過去の入賞作品については、法務省HP(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>)に掲載されている入賞作文集をご覧ください。

## 人権作文を書くに当たって注意すること

人権作文は、自分の言葉で自分の考えを表現することが大切です！次のような例は認められません。

(例1)

インターネット上のサイトに掲載されている他人の意見などをコピーして、自分の経験や考えとして作文に書いて提出すること

(例2)

過去の入賞作文をコピーして、自分の経験や考えとして作文に書いて提出すること



人権イメージキャラクター  
人KENまる君

※本やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考えなどを引用するときは、出所を明示するなどのルールを守りましょう。

⇒著作権についてもっと知りたいときは？

[みんなのための著作権教室](http://kids.cric.or.jp/)(<http://kids.cric.or.jp/>) ( (公社) 著作権情報センターHP )